

# 運　航　基　準

平成18年10月1日

羽幌沿海フェリー株式会社

## 目　次

第1章　目的	15
第2章　運航の可否判断	15
第3章　船舶の航行	17

## 第1章 目的

### (目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、羽幌～天売航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

### (発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

ただし、【おろろん2】の場合は第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程400mまで発航できるものとする。

#### 【おろろん2】

港名	気象・海象	風速	波高	視程
羽幌港		13 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下
焼尻港		13 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下
天売港		13 m/s以上	1.5 m以上	500 m以下

#### 【さんらいなあ2】

港名	気象・海象	風速	波高	視程
羽幌港		12 m/s以上	0.7 m以上	500 m以下
焼尻港		12 m/s以上	0.7 m以上	500 m以下
天売港		12 m/s以上	0.7 m以上	500 m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するときは、発航を中止しなければならない。

#### 【おろろん2】

風速	20m/s以上	波高	4m以上
----	---------	----	------

#### 【さんらなあ2】

風速	12m/s以上	波高	1.5m以上
----	---------	----	--------

3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するときは、発航を中止しなければならない。

発航港	海域及び視程	発航港に近接した海域	視程
羽幌港		港口から四kmの円内	500m以下
焼尻港		港口から四kmの円内	500m以下
天売港		港口から四kmの円内	500m以下

4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動搖等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

船名	風速	波高
おろろん2	1.5m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高3.0m以上
さんらいなあ2	1.2m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高1.0m以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転又は、避泊の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

船名	風速	波高
おろろん2	1.5m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高3.0m以上
さんらいなあ2	1.2m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高1.5m以上

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨

泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

船名	適切な措置をとり 始めるべき視程
おろろん2	500m以下
さんらいなあ2	500m以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、その他の適切な措置をとらなければならない。

ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程400mまで入港できるものとする。

港名	気象・海象	船名	風速	波高	視程
羽幌港、焼尻港及び天売港	おろろん2	1.3m/s以上	1.5m以上	500m以下	
羽幌港、焼尻港及び天売港	さんらいなあ2	1.2m/s以上	0.7m以上	500m以下	

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を発航前検査簿、航海日誌及び運航管理日報等に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。

### 第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。（配置図別添）

- (1) 出入港配置
- (2) 狹視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狹視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (5) 船長が（副）運航管理者と連絡をとるべき地点
- (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用（第1）基準経路及び第2基準経路の2経路とする。

2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

船名	名称	使用基準
おろろん2	常用（第1）基準経路	周年
	第2基準経路	風向が北又は北北東10m/s以上
さんらいなあ2	常用（第1）基準経路	4月～8月
	第2基準経路	4月～8月 風向が北又は北北東10m/s以上

3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

4 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

【おろろん2】

速力区分		速力	毎分機関回転数
港内	最微速	8.0ノット	400 rpm
	微速	12.0ノット	472 rpm
	半速	13.0ノット	595 rpm
全速		15.5ノット	750 rpm
航海速力		15.0ノット	710 rpm

【さんらいなあ2】

速力区分		速力	毎分機関回転数
港内	最微速	7.0ノット	600 rpm
	微速	16.0ノット	1400 rpm
	半速	21.0ノット	1750 rpm
全速		27.0ノット	2250 rpm
航海速力		23.0ノット	1900 rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

(1) 羽幌港

羽幌港を離岸後 300m 前進、針路を焼尻港に変針するまで。又入港に際しては、羽幌港手前 300m 地点より着岸するまで自ら船舶を指揮しなければならない。

(2) 焼尻港及び天売港

両港の出入港に際しては、羽幌港同様離岸後 100m 前進、変針地点まで、及び入港に際しては入港 200m 地点より着岸するまで自ら船舶を指揮しなければならない。

(特定航法)

第10条 羽幌港より焼尻港への航法

羽幌港を離岸して北東に変針、微速にて 300m 前進して北西/西に変針、焼尻港向 12 マイル航走して焼尻港手前 200m で微速にて航走してから北北東に変針、150m 航走して焼尻港に着岸。

2 焼尻港より天売港への航法

焼尻港を離岸して南南東に変針、微速にて 100m 航走してから北に変針して 1 マイル航走後、西に変針、4.8 マイル航走して天売港手前 200m で微速にて航走して天売港に着岸。

3 天売港より焼尻港への航法

天売港を離岸して東南東に変針、微速にて 200m 航走してから東に変針して 4.8 マイル航走してから南に変針、100m 手前から微速にて焼尻港に着岸。

4 烧尻港より羽幌港への航法

焼尻港を離岸して南南東に変針、微速にて 100m 航走してから南東に変針して 12 マイル航走して羽幌

港手前 300m で微速にて航走して羽幌港に着岸。

(通常連絡等)

第 11 条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、当該地点を管理する本社又は出張所の(副)運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1) 通過地点名

- ①羽幌沖 1. 8 Km 地点
- ②焼尻沖 1. 8 Km 地点
- ③天壳沖 1. 8 Km 地点

(2) 連絡事項

- ① 通過地点名
- ② 通過時刻
- ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 (副)運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第 12 条 船長と(副)運航管理者の連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	本社又は出張所	携帯電話・衛星電話
(2)	緊急の場合	本社又は出張所	携帯電話・衛星電話
		海上保安部	国際 VHF 16 チャンネル

(入港連絡等)

第 13 条 船長は、入港 5 分前になったときは、(副)運航管理者に次の事項を引き続き連絡するものとする。

- (1) 入港予定時刻
- (2) その他(副)運航管理者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた(副)運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。

- (1) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
- (2) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)

(機器点検)

第 14 条 船長は、入港着岸(桟)前、桟橋手前(防波堤手前)2km 等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進(CPP の場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第 15 条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更、曳船の使用に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌及び航海日誌等に記録するものとする。